



歩きスマホによる事故等に
気を付けましょう。

墨田区歩きスマホによる事故等の 防止対策の推進に関する条例

令和4年**10月1日施行**

条例のポイント

- 公共の場所では、歩きスマホをしないようにしましょう。
- スマートフォン等の操作は、ほかの人の通行や利用の妨げにならない場所で、立ち止まって行うようにしましょう。

対象者：区民等（区内に在住・滞在、または区内を通過する個人）

自動車・自転車などの運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されています。



墨田区安全支援課





条例の解説

この条例は、歩きスマホ行為を一律に禁止するものではなく、歩きスマホによる妨害行為の危険性に鑑み、公共の場所での当該行為により発生するおそれがある事故等を防止するための啓発を目的とした条例です。「事故等」とは、交通事故だけではなく、交通事故として扱われない人対人の接触に伴う事故を含みます。

歩きスマホとは

この条例上の「歩きスマホ」とは、スマートフォンやタブレット、またはゲーム機等の画像表示機能を持つ機器を、操作したり画面を注視したりしながら歩くことを言います。

対象となる機器類

スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット又はこれらに類する携帯電話装置若しくはゲーム機、カメラ、パソコン、テレビ、映像再生機、電子書籍等の画像を表示する機能を有する機器等。

公共の場所

道路、公園、河川敷、広場、区・都又は国が所有、設置し、又は管理する駐車場、自転車駐車場、通路、水路等の施設およびこれらの敷地。

使用する場合は

スマートフォン等を使用する時は、通行や利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で操作を行ってください。

罰則

条例上罰則はありません。ただし、区民等及び事業者は歩きスマホ防止に関する意識啓発等、区の施策に協力するよう努めることとしています。なお、自動車や自転車の運転中にスマートフォン等を操作することは、道路交通法で禁止されており、罰則の対象となります。

墨田区 都市計画部危機管理担当 安全支援課

☎ 03-5608-6199(直通)